

支援制度に関する注意事項

特定創業支援事業による支援を受けたことによる証明により、支援制度を活用される場合の注意事項について、次の通りご案内いたします。

1. 株式会社設立の登録免許税の減免について

- (1) 創業前の者が本証明書の原本を法務局に提出することによって減免処置が受けられます。資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に減免（最低税額15万円の場合は、7.5万円の減免）となります。
- (2) 特定創業支援者により支援を受けたもののうち、創業前のものであることが支援対象の要件となりますので以下の①、②の場合には減免の処置を受けることができません。
 - ① 既に創業を行った個人（創業5年未満でも対象者になりません）
 - ② 個人事業主の法人成り（証明書の発行時点では創業前のものであっても株式会社設立までに事業を開始したもの）
- (3) いの町が発行する証明書をもって他の市町村で創業する場合も減免の処置を受けることができません。 ご注意ください。

2. 他の創業関連の特例について

- (1) 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の枠が1000万から1500万に拡充し、事業の6ヶ月前から支援を受けることができます。特例を受けるためには信用保証協会に証明書の(写し)を提出し、別途審査を受ける必要があります。この特例は、創業者単位での保証枠になりますので、既に信用保証を受けている場合は新規に保証枠が設定されるわけではありません。
- (2) この支援の対象は、創業6ヶ月前、創業後5年未満が支援対象になります。
- (3) 本町が発行する証明書をもって他の市町村で創業する場合でもこの特例をうけられます。

この証明書の有効期限は、平成32年3月31日までですが、産業競争力強化法などの関連法令の改廃等により特例が適用されなくなる場合があります。